

## 船橋市中小企業融資制度資金 連帯保証人の納税に係る誓約書

船橋市長あて

私（連帯保証人）は、申込者が船橋市中小企業融資制度資金の申込みをするにあたり、船橋市中小企業融資規則第7条に基づき、市区町村税の納税者で滞納がないことを誓約します。

令和 年 月 日

連帯保証人

住所

氏名

印

記

申込者名（法人名）:

資金の名称（**申込資金名を丸で囲んでください。**）

小口零細企業・普通事業・設備改善・創業支援・短期運転・特定中小企業者対策・災害復旧 資金

融資金額 : 円

船橋市中小企業融資規則第7条

「融資の申込みをした者は、保証協会又は取扱金融機関が必要であると認めるときは、連帯保証人を付し、又は担保を提供しなければならない。この場合において、連帯保証人は、市区町村税の納税者で滞納がないものでなければならない。」

船橋市中小企業融資規則第10条第1項

「資金の融資を受けようとする者は、船橋市中小企業資金融資申込書（第1号様式）に保証協会の指定する書類及び次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。」

同項第2号

「連帯保証人を有する場合にあっては、当該連帯保証人に係る市区町村税の納付を確認することができる書類」

**注意** 市税を分納にて納付している場合・・・分納は「納付方法の変更」であるため、本来の納期限を越えて未納となっている市税については滞納とみなします。